

君津市部活動ガイドラインに対する質問と回答

- Q 1. ガイドライン策定の趣旨は何でしょうか。
- Q 2. 「週当たりの練習時間の合計は 1 1 時間程度」の扱いについて説明してください。
- Q 3. 週あたり 1 6 時間活動できる場合はどのようなときでしょうか。
- Q 4. 部員が少ないため他校と合同チームを編成しています。週末土日に連続して練習できますか。
- Q 5. 「朝練習は行わないものとする。ただし校長が・・・特別な事情があると認める場合のみ教育委員会と協議の上、限定的に朝練習を行うことができる。」と、あるが、特別な事情とはどのようなときでしょうか。
- Q 6. 特別な事情で朝練習を実施する場合、期間は決められているのでしょうか。
- Q 7. 朝練習を実施した場合、放課後練習も行っても良いのでしょうか。
- Q 8. 朝練習を計画する際、今後は、どの段階で市教委と協議するのでしょうか。
- Q 9. 朝練習を実施しない場合、冬期の部活動の活動時間がほとんどなくなってしまうが、どのような対応ができるのでしょうか。
- Q 1 0. 気温の上昇する季節の駅伝練習等は、児童生徒の健康を配慮し、朝の涼しい時間を利用して取組んでも良いのでしょうか。
- Q 1 1. 文化部活動についてはどのような扱いになるのでしょうか。
- Q 1 2. 小学校の朝練習はどのようにになりますか。

Q 1. ガイドライン策定の趣旨は何でしょうか。

A 1. 部活動の運営については、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取組むよう科学的トレーニングの積極的導入が求められています。また、平成30年9月に策定された学校における働き方改革推進プランや通学・通塾など様々な生徒の状況を考慮に入れ策定しました。

主なねらいは下記の3点です。

- ・生徒の心身の健康や安全面とともに、多様な活動・学習を行う時間を保証し、健全な成長を促すことでバランスのとれた学校生活を送れるようにします。
- ・部活動の休養日や活動時間の制限を明確にすることで、教職員の負担軽減に配慮し、学校教育現場の働き方改革を推進します。
- ・通学に係る生徒や保護者の負担軽減を図ります。

Q 2. 「週当たりの練習時間の合計は11時間程度」の扱いについて説明してください。

A 2. 平日2時間を4日。週末は3時間を1日が原則となり、その合計時間が11時間となります。

活動時間には、準備や片付けの時間は含まなくても構いません。

Q 3. 週あたり16時間活動できる場合はどのようなときでしょうか。

A 3. 部活動の他に陸上練習や駅伝練習を実施する場合です。

Q 4. 部員が少ないため他校と合同チームを編成しています。週末土日に連続して練習できますか。

A 4. 合同チームで休日（土・日・祝）に連続して活動した場合には、大会に参加した部活動と同様に、平日に休養日を振り替えてください。ただし、週あたり11時間を超えない範囲で2日以上休養日を確保してください。

Q 5. 「朝練習は行わないものとする。ただし校長が・・・特別な事情があると認める場合のみ教育委員会と協議の上、限定的に朝練習を行うことができる。」と、あるが、特別な事情とはどのようなときでしょうか。

A 5. 下記のような事情です。

- ・複数の部活動が体育館を使用しており朝と放課後の時間を使わなければ練習場所の確保ができない場合。

【例 1】

○室内部活動が4競技ある学校が、2競技ずつA組・B組に分けローテーションしなければ活動場所を確保できない場合。

- ・県大会等に向けた特別練習を行う場合。

【例 2】

○野球部とサッカー部でグラウンドを共用している学校に於いて、野球部が大会に向けて外野の守備練習を行うなど練習環境を確保しなければならない場合。

Q 6. 特別な事情で朝練習を実施する場合、期間は決められているのでしょうか。

A 6. 必要最小限の期間で計画し、保護者の承諾を得た上で、市教委と協議してください。

Q 7. 朝練習を実施した場合、放課後練習を行って良いのでしょうか。

A 7. 1日の活動時間は2時間程度となっているので、平日に朝練習を1時間行った場合は、放課後の1時間程度であれば活動することができます。

Q 8. 朝練習を計画する際、今後は、どの段階で市教委と協議するのでしょうか。

A 8. 朝練習を行う前の月までに各部活動で作成している練習計画表を市教委へ提出の上、相談してください。

Q 9. 朝練習を実施しない場合、冬期の部活動の活動時間がほとんどなくなってしまいが、どのような対応ができるのでしょうか。

A 9. P 6 イ 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、冬期の放課後の部活動時間が短い期間は、週あたり 1 1 時間を超えない範囲で、休日（土・日・祝）に活動することも可能です。ただし、平日に 2 日以上 of 休養日を設けてください。

Q 1 0. 陸上や駅伝練習は、生徒の健康を配慮し、朝の涼しい時間を利用して取り組んでも良いのでしょうか。

A 1 0. 部活動の他にを行う中学校の陸上や駅伝の練習については、生徒の健康や安全に配慮し、朝練習を実施してもよいものとします。

1 日 1 時間程度、週あたり 5 日を上限とします。

実施可能期間は「5 月 1 日～9 月 3 0 日」で、各学校で必要と判断した場合は、朝練習を実施する場合の手順と同様です。

Q 1 1. 文化部活動についてはどのような扱いになるのでしょうか。

A 1 1. 中学校の文化部については、平成 3 0 年 1 2 月に策定された文化庁のガイドラインに示されているとおり、スポーツ庁から出ている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に沿って実施します。

※文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成 3 1 年 1 月 1 7 日付け 3 0 君教体第 2 9 5 号 参照

Q 1 2. 小学校の朝練習はどのようにになりますか。

A 1 2. 小学校の陸上練習や合唱練習については、朝練習は行わないものとします。

ただし、県大会への出場等、特別な事情があると認める場合は、教育委員会と協議の上、限定的に朝練習を行うことができるものとします。